

## 令和7年小野町議会定例会2月会議

### 議事日程（第1号）

令和7年2月13日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整理に関する条例について  
〔上程、説明、質疑、以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 3号 小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例について
- 日程第 6 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑、以下日程第11まで同じ〕
- 日程第 7 議案第 5号 小野町水道事業資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 小野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 小野町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 小野町こども家庭センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第6号）  
〔上程、説明、質疑、以下日程第18まで同じ〕
- 日程第13 議案第11号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第13号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第14号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第15号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第16号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第17号 令和7年度小野町一般会計予算  
〔上程、説明、質疑、以下日程第25まで同じ〕
- 日程第20 議案第18号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和7年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和7年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和7年度小野町浄化増整備事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和7年度小野町水道事業会計予算
- 日程第26 議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）

〔上程、説明、質疑〕

日程第27 議案第25号 権利の放棄について（水道料金）

〔上程、説明、質疑〕

日程第28 議案第26号 小野町道路線の認定について

〔上程、説明、質疑、以下日程第29まで同じ〕

日程第29 議案第27号 小野町道路線の変更について

日程第30 議案の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（11名）

1番	橋	本	善	雄	君	2番	國	分	順	一	君	
3番	羽	生	洋	市	君	4番	會	田	百	合	子	君
5番	緑	川	久	子	君	6番	先	崎	勝	馬	君	
7番	竹	川	里	志	君	8番	宗	像	芳	男	君	
9番	水	野	正	廣	君	11番	中	野	孝	一	君	
12番	田	村	弘	文	君							

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正	君	副町長	菅野望	君
教育長	有賀仁一	君	総務課長	村上昭一	君
企画政策課長	西牧英一	君	税務課長	佐藤金哉	君
町民生活課長	矢吹昌之	君	健康福祉課長	赤坂泰秀	君
子育て支援課長	先崎秀一	君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木稔	君
地域整備課長	矢吹浩司	君	教育課長	吉田隆	君
会計管理者 兼出納室長	味原廣一	君	代表監査委員	佐久間金治	君
農業委員会会長	宗像智	君			

---

### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 郡司 功 次 長 郡司 治 子  
書 記 鈴木 健 之 書 記 新 田 晟 也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会2月会議を開きます。  
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、  
3番 羽 生 洋 市 議員  
4番 會 田 百合子 議員  
を指名します。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（田村弘文君） 日程第2、定例会2月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長。

7番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 竹川里志君登壇〕

- 議会運営委員長（竹川里志君）

〔議会運営委員長報告〕

- 議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会2月会議の日程は、本日から2月21日までの9日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第10号、議案第17号、議案第24号及び議案第25号については起立採決

とし、議案第2号から議案第9号、議案第11号から議案第16号、議案第18号から議案第23号及び議案第26号から議案第27号までの22議案については簡易採決により行うことといたします。なお、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

定例会2月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第2号～議案第3号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整理に関する条例についてから、日程第5、議案第3号 小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例についてまでの2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第2号～議案第3号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和7年度小野町議会定例会2月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例制定案件2件、条例改正案件6件、令和6年度各会計補正予算案件7件、令和7年度各会計当初予算案件7件、権利放棄案件2件、道路路線認定・変更案件2件の議案26案件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

今年度を振り返りますと、昨年7月と9月における各地での大雨被害や、つい先日の大雪被害など、気候変動により災害が多発する傾向にあると感じております。

そのため、万が一の事態に備え、地方公共団体の先進的な防災への取組を支援する新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、非常時の避難所等における生活環境改善のために必要となる簡易パーテーションやベッドなどの消耗品のほか、移動式冷風機や非常時に電源設備として利用可能な電気自動車の購入など経費を今定例会の補正予算に上程させていただいているところであります。

令和7年度に向けた取組につきましては、町総合計画に掲げる将来像「人が輝き みんなでつくるしあわせおのまち」の実現に向け、様々な施策を町民の皆様とともに推進しながら幸せを実感し住み続けたいと感じていただけるまちづくりを進めてまいり所存であります。

重点的に取り組む事業について申し上げますと、はじめに、役場新庁舎の建設であります。

進捗状況につきましては、建築基本・実施設計委託業務を受注しております福島県建築設計協同組合において、設計競技の募集を行い、去る1月21日に開催された最終審査会において、設計担当候補者である最優秀提案者が決定したところであります。

設計業務の受注者である組合と最優秀提案者が契約を締結することとなり、今後は発注者である町として、議会や町民の皆様からのご意見を伺いながら、基本・実施設計業務を行ってまいります。

令和7年度事業といたしまして、引き続き、建築設計業務を行いながら、新庁舎建設地の敷地造成工事、小野町交流・定住支援館の解体工事、周辺道路整備工事を行う予定であります。

町制70周年記念事業についてであります。11月23日に、記念式典を開催し名誉町民であります小泉武夫先生の記念講演会やフォトコンテスト表彰式なども併せて行う予定としております。

そのほか、年間を通して記念事業の開催や町制70周年を振り返る記念誌の作成など、町民の皆様とともに記念事業実施に向け機運を高めてまいりたいと考えております。

子育て支援事業についてであります。妊婦の歯科検診や新生児の1か月検診の無償化に取り組むほか、4月に開館を迎える児童館「キラッと★おの」を新たな拠点とした放課後児童クラブや一時預かり事業、親子の教室の充実を図るなど、切れ目のない子育て支援に取り組んでまいります。

定住推進事業についてであります。令和7年度より、地域の担い手となってまちづくりに取り組む活気ある若者の定住促進を図るため、当町に移住した若者に対し奨学金の返還を支援する制度を創設するものであります。

また、当町での暮らしが体験できる機会を提供し、その体験を通じて当町の良さや魅力を感じてもらい、移住を促進することを目的とした田舎暮らし体験事業にも取り組むものであります。

6次産業化と発酵のまちづくり事業についてであります。今年度の取組といたしましては、こども家庭セ

ンター分館の調理室を発酵関係の加工場として利用できるよう改修を行っており、今月中には改修が完了する  
ところであります。

令和7年度につきましては、発酵のまちづくりに向けた指針の策定やこども家庭センター分館を活用した発  
酵拠点施設の整備の他、発酵食文化の啓発・推進リーダーとなる人材の育成に向け、引き続き「発酵の学校  
小野町サテライト会場」を開講するものであります。

健康づくり事業についてであります。3回目となります「おのまち健康まつり2025」につきましては、  
改善点を加え、町民一人一人の健康に対する意識の高揚と、健康を通じた住民同士の交流を図るとともに、高  
齢者の顕彰を行うこととしております。

また、今年度実施のウォーキング普及事業を拡充し、歩数計アプリを使用することでポイントが付与される  
ウォーキング・健康づくり普及事業を新たに事業化し、ウォーキングのみならず、健康まつりや健康づくり事  
業等に参加された方に対しインセンティブを付与する体制を整備するほか、デジタルの力を活用した健康づく  
りにも取り組んでまいります。

検診事業についてであります。40歳から74歳までの町民の皆さんの生活習慣病を予防するため毎年実施し  
ています特定検診につきまして、受診の機会を増やす環境を整備するほか、各種イベントでの保健指導など  
にも取り組み、受診率の向上に努めてまいります。

空き家対策総合支援事業についてであります。良好で快適な生活環境の形成を図るため、空き家の解体・  
改修（新規）に係る費用の補助や空き家等の発生予防・抑制、適切な管理を図ってまいります。

また、空き家対策推進協議会を設置し、空き家等対策計画の策定をはじめ、管理や活用方法、さらに特定空  
家の認定に関する協議などを行っていく考えであります。

高齢者のデジタルデバインド対策についてであります。デジタルの活用不安のある高齢者などに対するサ  
ポートは急務となっていることから、高齢者サロンを会場にしたスマホ教室を開催し、町の公式LINEや防  
災アプリなどの活用を促進するとともに、高齢者自らがインターネット上で情報が取得できるよう、デジタル  
デバインドの解消に取り組んでまいります。

以上、令和7年度の主な施策につきまして、その概要を申し上げましたが、このほかにも防犯対策、町道改  
良等の生活基盤の整備等様々な施策を展開し、多岐にわたる行政課題に迅速に対応してまいります。

今後も、様々な課題に取り組みながら、町民一人一人が、安全で安心して生活ができる持続可能なまちづく  
りを町民の皆様と共に考え、共に創ってまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続き  
ご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会2月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号から議案第3号の条例の新規制定2案件につきましてご説明申し上げます。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整理に関する条例についてであります  
が、本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」の区分が無くなり、新たに自  
由刑として「拘禁刑」が創設されたことにより、関係する条例を改正したく整備条例を制定するものであり  
ます。

なお、改正する条例は7条例で、刑法等の一部を改正する法律が施行される令和7年6月1日から施行する

ものであります。

次に、議案第3号 小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例についてであります。本案は、ろう者と手話に対する理解を深め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段が選択でき利用しやすい環境づくりを図ることで、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するための基本理念を定めるため、条例を制定するものであります。

条例では、町の責務、町民・事業者等の役割、町の取組などについて規定し、令和7年4月1日に施行するものであります。

以上、議案第2号から議案第3号の条例の新規制定2案件につきまして、ご説明申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎議案第2号～議案第3号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整理に関する条例についてから議案第3号 小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例についてまでの2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第3号までの2議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第4号～議案第9号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第9号 小野町子ども家庭センター設置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第4号～議案第9号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第4号から議案第9号までの条例の一部改正6案件につきましてご説明申し上げます。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和6年10月2日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、福島県に準じて、給料・各種手当について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、給与制度のアップデートのための給料表の改正、期末・勤勉手当の支給率を平準化する改正、扶養手当のうち、配偶者分の廃止と子への支給額の見直し、宿日直手当の支給額見直しなどであり、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号 小野町水道事業資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、近年の利率変動が顕著であることを踏まえ、貸付日における適正な貸付利率を適用し、事業の安定化を図るため、現行の年1.5%を財政融資資金の貸付利率の2分の1の利率に、貸付期間を20年から20年以内に改正し、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第6号 小野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の略称について、番号法から番号利用法に改正し、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第7号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後において、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている栄養士について、栄養士又は管理栄養士と改正し、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第8号 小野町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、現在、小野町勤労青少年ホームで実施している小野町放課後児童クラブについて、小野町児童館に移行するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第3条名称及び場所で規定する実施場所を小野町勤労青少年ホームから小野町児童館に改正し、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第9号小野町子ども家庭センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、現在、小野町子ども家庭センター分館において実施している一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業につ

いて、小野町児童館に移行するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第2条名称及び位置について分館を削除し、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第4号から議案第9号までの条例の一部改正6案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第4号～議案第9号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第9号 小野町こども家庭センター設置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第9号までの6議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第10号～議案第16号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第12、議案第10号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第6号）から、日程第18、議案第16号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第10号～議案第16号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第10号から議案第16号までの令和6年度各会計補正予算7案件についてご説明いたします。

議案第10号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、781万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億7,081万1,000円とするものであります。

次に、議案第11号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、1億1,805万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億7,828万2,000円とするものであります。

次に、議案第12号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、9万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,600万8,000円とするものであります。

次に、議案第13号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から431万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億1,087万2,000円とするものであります。

次に、議案第14号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,552万2,000円とするものであります。

次に、議案第15号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を267万7,000円とするものであります。

次に、議案第16号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収支につきましては、収入について322万9,000円を減額し、総額1億6,465万5,000円、支出について339万円を減額し、総額を1億5,561万1,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入について140万7,000円を減額し、総額6,579万3,000円、支出について843万7,000円を減額し、総額を1億2,350万2,000円とするものであります。

以上、議案第10号から議案第16号までの令和6年度各会計補正予算7案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎議案第10号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第10号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第10号について質疑を終わります。

---

◎議案第11号～議案第16号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第11号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第16号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第16号までの6議案について質疑を終わります。

---

◎議案第17号～議案第23号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第19、議案第17号 令和7年度小野町一般会計予算から、日程第25、議案第23号 令和7年度小野町水道事業会計予算まで、7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

◎議案第17号～議案第23号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第17号から議案第23号までの令和7年度各会計当初予算7案件につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案第17号 令和7年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は65億7,000万円とするもので、令和6年度当初予算に対し、3億3,300万円の増額となるものであります。

予算編成にあたりましては、総合計画に掲げる町の将来像を実現させるため、必要な重点施策に加え、人口

減少対策の中心的な指針であり令和7年度を始期とする次期総合戦略や過疎地域持続的発展計画に基づく諸事業を着実に推進するため、対象事業に優先的に予算を分配したものであります。

主に取り組む事業といたしましては、新庁舎整備事業として4億3,572万6,000円、新庁舎周辺道路整備事業として2億100万円、町制70周年記念事業として815万7,000円、定住推進事業として1,680万4,000円、6次産業化及び発酵のまちづくり事業として806万3,000円、健康づくり推進事業として1,021万4,000円、検診事業として2,027万6,000円、小野高校跡地利用推進事業として11万1,000円、空き家対策総合支援事業として452万2,000円、デジタルトランスフォーメーション推進事業として1,440万9,000円を計上したものであります。

次に、議案第18号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は10億879万9,000円とするもので、令和6年度当初予算に対し1億4,836万1,000円の減額となるものであります。

次に、議案第19号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は1億3,280万円とするもので、令和6年度当初予算に対し、818万1,000円の増額となるものであります。

次に、議案第20号 令和7年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は14億7,674万5,000円とするもので、令和6年度当初予算に対し6,239万1,000円の増額となるものであります。

次に議案第21号 令和7年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は218万1,000円とするもので、令和6年度当初予算に対し、5万円の増額となるものであります。

次に、議案第22号 令和7年度小野町浄化槽整備事業会計予算についてであります。はじめに、本事業会計につきましては、令和7年度より地方公営企業法の一部適用に移行し、同法の財務規定を適用することから、新たに計上するものであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入が4,364万円、支出が4,909万6,000円となるものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入が2,640万7,000円、支出が2,959万円となるものであります。

次に、議案第23号 令和7年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出につきましては、収入は1億6,532万6,000円で令和6年度当初予算に対し、284万4,000円の減額、支出は1億5,454万2,000円で、令和6年度当初予算に対し、33万6,000円の減額となるものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入は6,239万1,000円で令和6年度当初予算に対し、480万9,000円の減額、支出は1億2,105万円で令和6年度当初予算に対し、1,088万9,000円の減額となるものであります。

以上、議案第17号から議案第23号までの令和7年度各会計当初予算7案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎議案第17号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第17号 令和7年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第17号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第18号～議案第23号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第18号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計予算から、議案第23号 令和7年度小野町水道事業会計予算までの6議案について一括して、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第18号から、議案第23号までの6議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第24号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第26、議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第24号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）であります。本案は、債務者が死亡した公営住宅家賃に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

権利を放棄する債権額等は債務者2人、債権額7,629円であります。

権利を放棄する時期は、議決の日とするものであります。

以上、議案第24号 権利放棄案件（公営住宅家賃）1案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第24号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第24号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第25号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案第25号 権利の放棄について（水道料金）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第25号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第25号 権利の放棄について（水道料金）であります。本案は、前号と同様に、債務者が破産・死亡した水道料金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

権利を放棄する債権額等は債務者14人、債権額は148万8,670円であります。

権利を放棄する時期は、議決の日とするものであります。

以上議案第25号 権利の放棄について（水道料金）1案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第25号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第25号 権利の放棄について（水道料金）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第25号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第26号～議案第27号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第28、議案第26号 小野町道路線の認定についてから日程第29、議案第27号 小野町道路線の変更についてまでの2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第26号～議案第27号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第26号から議案第27号 道路線の認定・変更案件、2案件についてご説明いたします。

議案第26号 小野町道路線の認定についてであります。本案は、役場新庁舎整備に伴い大字小野新町字美

売・小戸神字坪毛地内に道路を整備したく上程するもので、本路線は国道349号線から役場新庁舎を接続するための道路であり、延長は600メートル、道路幅員は5.5メートルとするものであります。

なお、道路の起点は国道349号に接続し、地震直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保するため必要であり、起点を大字小野新町字美売40番地1とし、終点を大字小戸神字坪毛92番地1とするものであります。

町道路線への新規認定を行い、住民の生活環境の向上と適切な道路管理を図りたく、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 小野町道路線の変更についてであります。本案は、町道第137号長久保線について、現在の起点を大字飯豊字中田102番地1から大字飯豊字沼ノ作15番地5に、終点を大字飯豊字長久保39番地左から大字飯豊字長久保45番地5にするものであります。

路線の変更を行い適切な道路管理を図りたく、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第26号から議案第27号までの、道路路線認定・変更案件2案件について、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎議案第26号～議案第27号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第26号 小野町道路線の認定についてから、議案第27号 小野町道路線の変更についてまでの、2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第27号までの2議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第30、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧願ひます。

本案のとおり、各部常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、各部常任委員会に付託することに決定い

たしました。

---

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時54分